

# 令和7年瑞穂町農業委員会3月総会

令和7年3月25日、令和7年瑞穂町農業委員会3月総会が瑞穂町役場2階 会議室2-1、2-2にて開催された。

## 農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実
	【欠席】				【欠席】		【欠席】
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭	8番	西村一彦
							【欠席】
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝
					【欠席】		

## 農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	長谷部 康行	農政係長 (書記)	田中 悠也
農政係	宮野 裕城		

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議案第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願出書について
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 7 年瑞穂町農業委員会 3 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、6 番委員中野 高雄さんと 7 番委員の古川 宗昭さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第 1 号、番号 1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 3 月 17 日 (月) 午前 9 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、トウモロコシ、キャベツ、キュウリ、トマト等を栽培しています。耕作面積は約 55 a です。農業従事者は本人、母です。農業従事日数は本人が 330 日、母が 330 日です。所有機械は、トラクター 1 台、耕運機 1 台、軽トラック 1 台等です。販路につきましては、直売所、量販店、市場出荷です。申請地の営農計画ですが、キャベツ、トウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は直売場、量販店、市場出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思いません。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより採決に入ります。議案第1号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。  
続きまして、議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号1農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は3月17日(月)午前10時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ネギ、トウモロコシ、ハクサイ、ブロッコリー等を栽培しています。耕作面積は約450aです。農業従事者は本人、妻、従業員が6名です。農業従事日数は本人が350日、妻が320日、従業員が各250日です。所有機械は、トラクター5台、管理機8台、軽トラック3台、トラック2台等です。販路につきましては、量販店、給食、市場出荷です。申請地の営農計画ですが、緑肥、ハクサイを栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路は量販店、給食、市場出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇。本案件は総会直前で期間の変更を行いたいと地権者より申出があったため、次回以降の審議とします。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件については次回以降の審議といたします。

議長 (上野 勝 君) 続きまして、議案第2号番号3、番号4及び番号5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本案件について貸主が同一世帯の構成員であり、借主が同一人物であるため一括審議としたいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号3、番号4及び番号5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は3月17日(月)午前10時より

行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、議案第2号番号1と同じです。申請地の営農計画ですが、レタス、トウモロコシ、ハクサイを栽培予定です。通作距離は車で1分です。販路は量販店、給食、市場出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号6農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は3月17日(月)午前10時30分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、トウモロコシ、ハクサイ、キャベツ、ブロッコリー等を栽培しています。耕作面積は約650aです。農業従事者は本人、妻、従業員が4名です。農業従事日数は本人が360日、従業員が各300日です。所有機械は、トラクター1台、管理機7台、軽トラック3台、軽バン1台等です。販路につきましては、直売所、量販店、食品加工工場への出荷です。申請地の営農計画ですが、トウモロコシ、ハクサイ、キャベツ、ブロッ

コリー等を栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は直売所、量販店、食品加工工場への出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6番委員 (中野 高雄 君) 議案第2号、番号7農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は3月17日(月)午前10時50分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ニンジン、ホウレンソウ等を栽培しています。耕作面積は約50aです。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が320日です。所有機械は、トラクター1台、ハンマーナイフ1台等です。販路につきましては、量販店、飲食店です。申請地の営農計画ですが、ナス、ミニトマト等を栽培予定です。通作距離は車で13分です。販路は量販店、飲食店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご

発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、貸付人〇〇、借受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、現地調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細瀬 日出夫 君) 議案第3号、番号1農地法第3条の許可申請に伴う現地調査内容を報告します。現地調査は3月17日(月)午前10時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行い、〇〇〇〇さん所有の町外の農地を調査しました。所有農地について、〇〇として利用されている農地があり、耕作が不可能な状態の農地が確認できました。農地法上の手続きをしていない可能性があります。現状のままでは全部効率利用要件を満たしていないため、申請について否決する必要があると思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより採決に入ります。議案第3号、番号1について否決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は否決いたします。続きまして、議案第4号番号1非農地証明願出書についてを議題とします。事務局より説

明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 4 号番号 1、非農地証明願出書について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、申請内容〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、現地調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第 4 号、番号 1 非農地証明願出書について現地調査内容を報告します。現地調査は 3 月 17 日 (月) 午前 9 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。申請地について〇〇年頃にはすでに建物が所在する土地で、既に相当な期間、〇〇としての利用がされており、農地としての復元が困難な状態でした。担当委員の意見としましては、申請人は農地性なしだと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第 4 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 4 号番号 2 非農地証明願出書についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 4 号番号 2、非農地証明願出書について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、申請内容〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、現地調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6 番委員 (中野 高雄 君) 議案第 4 号、番号 2 非農地証明願出書について現地調査内容を報告します。現地調査は 3 月 17 日 (月) 午前 11 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。申請地について〇〇年頃にはすでに建物が所在する土地で、既に相当な期間、〇〇としての利用がされており、農地としての復元が困難な状態でした。担当委員の意見としましては、申請人は農地性なしだと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第4号、番号2について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和7年瑞穂町農業委員会3月総会を閉会といたします。

閉 会            午後 2時15分

議 長

第 6 番 委 員

第 7 番 委 員